

改 正 案

現 行

（住宅性能評価書に記載すべき事項）
第一条 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）
第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四 略

五 住宅性能評価を行った既存住宅にあつては、新築、増築、改築、修繕及び模様替（修繕及び模様替にあつては、軽微なものを除く。）の時に於ける当該既存住宅の建築主、設計者、工事監理者、工事

（の時に於ける当該既存住宅の建築主、設計者、工事監理者、工事
施工者及び売主の氏名又は名称及び連絡先（国土交通大臣及び消費者庁長官が定める方法により確認されたものに限る。）並びにその確認の方法

六 略

七 住宅性能評価を行った住宅の階数、延べ面積、構造その他の当該住宅に関する基本的な事項で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（国土交通大臣及び消費者庁長官が定める方法により確認されたものに限る。）及びその確認の方法

八 十四 略

（住宅性能評価書に付すべき標章）
第二条 法第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める標章で設計

住宅性能評価書に係るものは、別記第一号様式に定める標章とする。

2 法第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める標章で建設住宅性能評価書に係るものは、住宅性能評価を行った住宅が新築住宅である場合に於ては別記第二号様式に、既存住宅である場合に於ては別記第三号様式に定める標章とする。

（設計住宅性能評価の申請）
第三条 設計された住宅に係る住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）の申請をしようとする者は、別記第四号様式の設計住宅性能評価申請書（設計住宅性能評価書が交付された住宅でその計画の変更をしようとするものに係る設計住宅性能評価（以下この項において「変更設計住宅性能評価」という。）にあつては、第一面を別記第五号様式としたものとする。以下単に「設計住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、設計住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（変更設計住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。以下この条において「設計評価申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

2 前項の申請は、住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従つて表

（住宅性能評価書に記載すべき事項）
第一条 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）
第五条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四 略

五 住宅性能評価を行った既存住宅にあつては、新築、増築、改築、修繕及び模様替（修繕及び模様替にあつては、軽微なものを除く。）の時に於ける当該既存住宅の建築主、設計者、工事監理者、工事

（の時に於ける当該既存住宅の建築主、設計者、工事監理者、工事
施工者及び売主の氏名又は名称及び連絡先（国土交通大臣及び消費者庁長官が定める方法により確認されたものに限る。）並びにその確認の方法

六 略

七 住宅性能評価を行った住宅の階数、延べ面積、構造その他の当該住宅に関する基本的な事項で国土交通大臣が定めるもの（国土交通大臣が定める方法により確認されたものに限る。）及びその確認の方法

八 十四 略

（住宅性能評価書に付すべき標章）
第二条 法第五条第一項の国土交通省令で定める標章で設計住宅性能評

価書に係るものは、別記第一号様式に定める標章とする。

2 法第五条第一項の国土交通省令で定める標章で建設住宅性能評価書に係るものは、住宅性能評価を行った住宅が新築住宅である場合に於ては別記第二号様式に、既存住宅である場合に於ては別記第三号様式に定める標章とする。

（設計住宅性能評価の申請）
第三条 設計された住宅に係る住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）の申請をしようとする者は、別記第四号様式の設計住宅性能評価申請書（設計住宅性能評価書が交付された住宅でその計画の変更をしようとするものに係る設計住宅性能評価（以下この項において「変更設計住宅性能評価」という。）にあつては、第一面を別記第五号様式としたものとする。以下単に「設計住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、設計住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（変更設計住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。以下この条において「設計評価申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

2 前項の申請は、住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従つて表

示すべき事項（以下「性能表示事項」という。）のうち設計住宅性能評価を希望するもの（住宅性能評価を受けなければならない事項として国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（以下「必須評価事項」という。）を除く。）を明らかにして、しなければならない。

3 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、次に掲げるものにあつては、第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ(3)の規定により指定されたものを明示することを要しない。

一 第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

二 第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ(3)の規定により指定されたものを明示しないことについて評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認められたもの

4 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、次に掲げるものにあつては、第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ(4)の規定により指定されたものを明示することを要しない。

一 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたもの

二 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ(4)の規定により指定されたものを明示しないことについて評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認められたもの

5 特別評価方法認定を受けた方法（以下「認定特別評価方法」という。）を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、設計評価申請添付図書のほか、設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、第八十条第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添えなければならない（登録住宅性能評価機関が、当該特別評価方法認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）。

6 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従つて評価されるべき事項については、これを明示することを要しない。

7 略

示すべき事項（以下「性能表示事項」という。）のうち設計住宅性能評価を希望するもの（住宅性能評価を受けなければならない事項として国土交通大臣が定めるもの（以下「必須評価事項」という。）を除く。）を明らかにして、しなければならない。

3 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ(3)の規定により指定されたものを明示することを要しない。

4 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ(4)の規定により指定されたものを明示することを要しない。

5 特別評価方法認定を受けた方法（以下「認定特別評価方法」という。）を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、設計評価申請添付図書のほか、設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、第八十条第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添えなければならない。この場合においては、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従つて評価されるべき事項については、これを明示することを要しない。

6 略

第五條 (建設住宅性能評価の申請)
申請にあつては別記第七号様式、既存住宅に係る申請にあつては別記第八号様式の建設住宅性能評価申請書(建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価(以下この項において「変更建設住宅性能評価」という。))にあつては第一面を別記第九号様式としたものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。の正本及び副本に、それぞれ、当該住宅に係る設計住宅性能評価書又はその写し(新築住宅について当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合に限る。)、建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの(変更建設住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。)、及び建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第六条第一項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあつては、同法第六条第一項の確認済証の写しの添付を要しない。

2・3 略
4 第三条第五項及び第六項の規定は、既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請について準用する。
5 第三条第七項の規定は、建設住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理について準用する。

(住宅型式性能認定の申請)
第四十條 略
2 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る住宅型式性能認定の申請にあつては、住宅型式性能認定申請添付図書のほか、住宅型式性能認定申請書に第八十條第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添えなければならない(登録住宅型式性能認定等機関が、当該特別評価方法認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

3 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る住宅型式性能認定の申請にあつては、住宅型式性能認定申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準(当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。)に従つて評価されるべき事項を明示することを要しない。

第五條 (建設住宅性能評価の申請)
申請にあつては別記第七号様式、既存住宅に係る申請にあつては別記第八号様式の建設住宅性能評価申請書(建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価(以下この項において「変更建設住宅性能評価」という。))にあつては第一面を別記第九号様式としたものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。の正本及び副本に、それぞれ、当該住宅に係る設計住宅性能評価書又はその写し(新築住宅に係る申請の場合に限る。)、建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの(変更建設住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。)、及び建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第六条第一項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあつては、同法第六条第一項の確認済証の写しの添付を要しない。

2・3 略
4 第三条第五項の規定は、既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請について準用する。
5 第三条第六項の規定は、建設住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理について準用する。

(住宅型式性能認定の申請)
第四十條 略
2 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る住宅型式性能認定の申請にあつては、住宅型式性能認定申請添付図書のほか、住宅型式性能認定申請書に第八十條第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添えなければならない。この場合においては、住宅型式性能認定申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準(当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。)に従つて評価されるべき事項を明示することを要しない。

3 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る住宅型式性能認定の申請にあつては、住宅型式性能認定申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準(当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。)に従つて評価されるべき事項を明示することを要しない。

第四号様式（第三条関係）

第一面 略
第二面 略
第三面 略
第四面 略

（注意） 略

備考 1・2 略

3 第二面から第四面までについては、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

4 略

第七号様式（第五条関係）

第一面 略
第二面 略
第三面 略

（注意）

1・2 略

3. 第三面関係

① 略

（削除）

②～⑥ 略

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
2 第一面は、申請者若しくは工事施工者（法人である場合にあつては、それぞれその代表者）又は工事監理者の氏名の記載を

第四号様式（第三条関係）

第一面 略
第二面 略
第三面 略
第四面 略

（注意） 略

備考 1・2 略

3 第四面に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、第四面を別途提出する必要はありません。

4 略

第七号様式（第五条関係）

第一面 略
第二面 略
第三面 略

（注意）

1・2 略

3. 第三面関係

① 略

② 2欄から4欄までに掲げる事項については、別紙に明示して添付すれば、記載する必要はありません。

③～⑦ 略

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
2 第一面は、申請者若しくは工事施工者（法人である場合にあつては、それぞれその代表者）又は工事監理者の氏名の記載を

自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 第二面及び第三面については、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

4 略

第八号様式（第五条関係）

第一面 略

第二面 略

第三面 略

第四面 略

（注意） 略

備考 1・2 略

3 第二面から第四面までについては、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

4 略

自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

（新設）

3 略

第八号様式（第五条関係）

第一面 略

第二面 略

第三面 略

第四面 略

（注意） 略

備考 1・2 略

3 第四面に記載すべき事項を第三面に明示するか、又は別紙に明示して添付すれば、第四面を別途提出する必要はありません。

4 略